

## **ご存知ですか？金庫株(自社株保有)の解禁や額面株式が廃止されたこと**

平成13年10月1日施行の改正商法は、株式に関する今までの常識を覆すような事項がいくつか入っている。今すぐ対応すべきことはないが、企業人として最低限の知識は押さえておく必要があるだろう。以下、中小企業にも関連するような改正項目を見てみよう。

### **1. 金庫株の解禁**

金庫株制度は、法律上の正式な言葉ではなく、自己株式を取得して保有することができる制度を総称しているものである。**今回の改正で、自己株式の取得・保有に対する考え方は、原則禁止から原則自由に180度転換したことになる。**改正前は自己株式を取得できるのは、株式消却や株主の相続人からの取得、ストック・オプションのための取得などに限られていた。**それが平成13年10月以降は、取得の目的に係わらず、定時株主総会の決議により、配当可能利益の範囲内で自己株式を取得することが可能になった。**

自己株式取得の方法は、公開会社であれば市場買付け又は公開買付けにより取得することになる。非公開会社の場合は相対取引で取得することになり、**具体的には定時株主総会の特別決議を経て、買受ける株式の種類および総数、取得価額の総額、買受ける者を決めることになる。**取得した自己株式については、**その保有期間などについては何らの制限もない。**改正前の自己株式は遅滞なく又は相当の期間に処分することになっていたもので、この点大きく変わっている。

また、財務諸表における表示も、改正前が流動資産だったのに対し、改正後については資本の控除項目とされる。いわば資本の一旦払戻しみたいなのである。**税務上の取扱いも、株式の売却ということではなく、資本の払戻し+利益の分配という考え方に基づく。**その結果、利益の分配部分については配当とみなされ、源泉徴収も行なう必要があるので注意が必要だ(市場買付け、公開買付けについては実務上譲渡として扱われる場合あり)。

なお、金庫株として保有している自己株式を処理する方法としては、消却、または処分の方法がある。自己株式の消却は、取締役会の決議により自由に行なうことができる。一方の処分は、新たな株主への売却ということであるが、これは新株発行の手続きに準じて行なうことになる。いずれにしても金庫株制度の創設により、様々な目的のための自社株対策が柔軟に行なえる道が開けたと言えるのではないだろうか。

### **2. 純資産価額規制の撤廃（額面株式の廃止）**

純資産価額規制の撤廃と言うとわかりづらいが、額面株式の廃止と言えれば少しはピンとくるのではないだろうか。両者は密接に関連し合って、金庫株に次ぐ今回の改正の目玉になっている。**額面と言えれば1株5万円、とビジネスマンであれば誰もが知っていた常識が、平成13年10月**

からなくなったのである。あまりにもあっけなく廃止になったイメージがあり、会計を商売にしている私としても驚きである。この改正により株式はすべて無額面株式となり、今後は株式をいくらで発行していくか、会社が独自に決めていくことになる（増資などにおいては時価が原則であるが）。

この額面株式の廃止に関連して、設立時の発行価額の規制も撤廃されている。すなわち、設立時には1株5万円以上で発行しなければいけなかったわけであるが、この規制がなくなった。改正前は、無額面株式についても設立時は1株5万円以上という規制がかけられていた。今後は、設立時の1株の金額はいくらで発行してもよいことになる。

なお、額面株式がなくなったことにより、株券を再発行しなければならないかという点、その必要はない。株券に額面が表示されていても特に何らの不都合もないからである。ただし、株券の再発行をすることもでき、その際の印紙税は免除される措置が取られている。また、額面に関する定款の変更については、即対応する必要はないが、いずれは変更しておいた方がよいだろう。

以上も純資産価額規制の1つであるが、もう1つ重要なのは株式分割に関する規制である。改正前は1株を2株に分割するようないわゆる株式分割をするにあたっては、分割後の1株の純資産価額が5万円を下回ってはならないとする規制があった。そのため、株価が高過ぎて売買が困難な株式の場合でも、この規制のため株式分割ができないケースも多かった。今回この規制が撤廃されたことにより、株式分割はまったく自由に行なえるようになったのである。手続きも取締役会の決議でよく、非常に簡単に行なえる。また、株式分割することにより発行済み株式数が増加する場合、授權資本（会社が発行できる株式の総数）を超えてしまう可能性もあるが、これも今回の改正で株式分割の割合に応じて授權資本の枠も広がる旨の規定が設けられた。純資産価額規制の撤廃は、株式分割により1株の金額を下げ、その結果、株式の流動性を高めたり、社員持株制度の運用を容易にしたり、同族株式の相続税対策にも使える等、様々なメリットをもたらす改正と言える。

### 3. その他の改正

その他にもいくつかの改正があるが、主な改正項目の一覧は表1を見て欲しい。比較的ポピュラーなところでは、法定準備金に関する改正がある。法定準備金とは、資本準備金と利益準備金のことを指し、欠損填補と資本の組み入れ以外は取り崩してはならないとされている準備金である。いわゆる資本充実の観点から規定されているものである。この内、利益準備金に関しては、毎決算期の配当をなすごとに、その1/10を資本金の1/4に達するまで積み立てるものとされている。今回の改正では、利益準備金と資本準備金の合計で資本金の1/4に達するまで積み上げよということになった。実務的にはこの点注意しておく必要があるだろう。

以上、今回の商法改正はかなり大きな改正であるが、すぐに何かをするわけではないので、あまり認識していない方が多い。来年4月以降はまた、ストックオプションの改正など注目を集めるものが含まれている。会計ビッグバンの真っ只中、これらの改正は十分ウオッチしておく必要があるのではないだろうか。

表 1

平成 13 年度商法改正 主な項目	
	平成 13 年 10 月 1 日施行
1. 自己株式の取得および保有制限の見直し（金庫株の解禁）（商法 210 条他）	
本文参照	
2. 純資産価額規制の撤廃	
①額面株式の廃止（商法 166 条①四・199 条他の削除） 本文参照	
②会社設立時の発行価額に関する規制の撤廃（商法 166 条②他削除） 本文参照	
③株式分割時の純資産価額規制の撤廃（商法 218 条①他削除） 本文参照	
④株式の併合に関する規制の撤廃（商法 214 条①他）	
株式併合に伴う純資産規制を撤廃し、株主総会の特別決議で行なうことができるようになった。取締役に対して、株主総会で併合を行なう理由の開示を義務づけた。	
3. 法定準備金の減少手続き等	
①利益準備金の積立額に関する改正（商法 288 条）	
資本準備金と合算して資本の 1/4 までとなった。	
②法定準備金の減少手続き（商法 289 条②）	
資本準備金と利益準備金の合計額から資本の 1/4 に相当する金額を控除した額を限度として、資本準備金または利益準備金の減少をすることができる。減少手続きは、株主総会の決議により、資本の減少手続きに準じて行なう、	
③減資差益の取扱いに関する改正（商法 288 条の 2①四削除）	
減資差益を資本準備金として積み立てる必要がなくなった。	
4. 単元株制度の創設（商法 221 条）	
1 単元の株式に 1 議決権を与える制度を創設。それにより単元株制度は廃止された。	
1 単元の株式数は、1,000 株および発行済株式総数の 1/200 を超えることはできない。	
5. 端株の処理（商法 220 条の 6①）	
端株券に関する規定を削除し、端株主はすべて買取請求権を有するものとされる等。	
6. 有限会社法	
自己持分の取得、保有および処分ならびに法定準備金の減少手続き等について、株式会社と同様の改正がなされている。	